

事 務 連 絡
2020年12月4日

各地区港運協会 御中

一般社団法人 日本港運協会

港湾法施行規則の改正に伴う貸付契約等の変更について

標記につきまして、別添のとおり、国土交通省港湾局港湾経済課より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等を図る観点から、港湾法施行規則の改正を行い、これに伴う貸付契約等の変更について周知依頼がありました。（改正内容は別添「官報」をご確認ください。）

本改正は、国又は港湾管理者と港湾運営会社等との間の貸付契約等に関する内容ですが、港湾運営会社等は、改正趣旨を果たすため、施設借受者との間で締結している港湾施設の貸付契約等の変更についても予定されています。

このことから、港運事業者として、港湾運営会社等から借り受けている港湾施設がある場合、今後、貸付契約等の変更の申し入れがある可能性がございますので、ご対応いただくようお願い申し上げます。

つきましては、お手数をおかけしますが、貴会傘下の関係事業者にご周知下さるようお願い申し上げます。

(写) 特別会員

事 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 3 日

一般社団法人日本港運協会 殿

国土交通省港湾局港湾経済課長

港湾法施行規則の改正に伴う貸付契約等の変更について（周知依頼）

平素より港湾行政に対し格別のご高配をいただき、厚く御礼を申し上げます。

標記につきまして、今般、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等を図る観点から、港湾法施行規則について所要の改正を行いました。これに伴い、別添のとおり、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者並びに港湾運営会社に対し、貸付契約等の変更を依頼しており、今後、港湾運営会社等と施設借受者との間で締結している港湾施設の貸付契約等の変更が予定されております。

このことから、貴協会の会員におかれましても、港湾運営会社等から借り受けている港湾施設がある場合、これらに係る貸付契約等について、今後、変更の申入れがある可能性がありますので、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策が喫緊の課題となっていることに鑑み、当該申入れに対してご理解・ご協力を賜りますよう、お願いしたいと考えております。

つきましては、本件の貴協会傘下会員への周知にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 3 日

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者 港湾担当部長 殿
(港湾法に基づく貸付けを実施していない港湾管理者は参考)
港湾運営会社 代表取締役 殿

国土交通省港湾局総務課長
国土交通省港湾局港湾経済課長

港湾法施行規則の改正に伴う貸付契約等の変更について（依頼）

我が国における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等を図る観点から、港湾管理を適切に行えるよう、港湾法施行規則について所要の改正を行いました。

つきましては、港湾法第 5 4 条の 3 第 7 項、第 5 5 条第 1 項、第 4 項又は第 5 項の規定による貸付者（国又は港湾管理者）と借受者（特定埠頭又は埠頭群の運営を行う者）との間で締結される港湾施設の貸付契約の内容として、「異常な滞船の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を借受者以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを借受者に指示したときは、借受者はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとする」旨が含まれるよう、改正後の港湾法施行規則の施行日である令和 3 年 4 月 1 日までに、既存の貸付契約を変更するとともに、同様の規定を今後新規に締結する貸付契約へ明記して頂きますよう、お願い申し上げます。

また、港湾運営会社におかれては、本件措置の重要性・緊急性を踏まえ、港湾施設を転貸する場合の貸付契約やこれに類するものの内容につきましても、可及的速やかに、同様に明記して頂きますよう、お願い申し上げます。

国土交通省としましては、これらの貸付契約等に基づく感染症の発生の予防又はまん延の防止の観点から公益上特別の必要がある場合の指示について、具体的な例としては「貸し付けられた港湾施設を『日本への出航前に既に外国の港湾で新型コロナウイルス感染症への感染が判明している外国人船員が当該外国の港湾で下船せず引き続

き乗船している特定の外国籍船』の利用に供してはならないことを借受者に指示する」ような場合を想定しておりますが、実際の判断は、我が国の港湾に来航する各々の船舶の具体的状況に応じて、水際対策の観点からの政府全体の判断に従って運用していく予定です。いずれに致しましても、「公益上特別の必要がある」と判断される場合にのみ、必要な限度で、適切に運用して参りますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

なお、改正後の港湾法施行規則の施行後、令和3年4月1日現在でこれらの貸付契約等への反映状況について調査を実施させて頂く予定ですので、申し添えます。

(連絡先：重要港湾関係)

国土交通省港湾局総務課管理班

齋木、向野下、福田

直通電話：03-5253-8662

(連絡先：国際戦略港湾及び国際拠点港湾関係)

国土交通省港湾局港湾経済課埠頭班

野路、坂本、元木

直通電話：03-5253-8628

以上

省

令

国土交通省令第八十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第十三項、第五十五条第十項及び第五十五条の二第八項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十七条の七 港湾管理者は、法第五十四条の三第七項の規定により事業者に特定埠頭を構成する港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 異常な滞船の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、港湾管理者が貸し付けられた港湾施設を事業者以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを事業者に指示したときは、事業者はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとする。</p> <p>（埠頭群の貸付契約の内容）</p> <p>第十七条の九 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第十七条の七 港湾管理者は、法第五十四条の三第七項の規定により事業者に特定埠頭を構成する港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、港湾管理者が貸し付けられた港湾施設を事業者以外の者の利用に供すべきことを事業者に指示したときは、事業者はその利用を受忍しなければならないものとする。</p> <p>（埠頭群の貸付契約の内容）</p> <p>第十七条の九 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により埠頭群を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、港湾運営会社に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>

三 異常な滞船の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を港湾運営会社以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを港湾運営会社に指示したときは、港湾運営会社はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の貸付契約の内容）

第十七条の十 法第五十五条の二第一項又は第四項の規定により海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、許可事業者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一・二（略）

三 異常な滞船の解消を図る必要がある場合、港湾施設における感染症の発生の予防又はそのまん延の防止を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を許可事業者以外の者の利用に供すべきこと又は特定の船舶の利用に供してはならないことを許可事業者に指示したときは、許可事業者はその利用又は利用制限を受忍しなければならないものとする。

三 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を港湾運営会社以外の者の利用に供すべきことを港湾運営会社に指示したときは、港湾運営会社はその利用を受忍しなければならないものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の貸付契約の内容）

第十七条の十 法第五十五条の二第一項又は第四項の規定により海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、許可事業者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一・二（略）

三 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を許可事業者以外の者の利用に供すべきことを許可事業者に指示したときは、許可事業者はその利用を受忍しなければならないものとする。

附則
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

規

則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則一四一五（公選による公職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
令和二年十一月十六日
人事院総裁 一宮なほみ